

令和5年度 第3回安城市地域福祉計画策定協議会 議事録

【日 時】

令和5年7月6日（木）午後2時00分～3時30分

【場 所】

安城市役所本庁舎3階 第10会議室

【出 席 者】

委 員：神谷明文会長、渡辺和彦副会長、杉浦正之委員、野上三香子委員、北川弘巳委員、杉浦和彦委員、稲垣光一委員、山本健一委員、都築文明委員、松岡万里子委員、山北佑介委員、小久保充委員、山崎瑞穂委員、加藤早苗委員

助 言 者：長岩嘉文先生（日本福祉大学中央福祉専門学校校長）

事 務 局：近藤俊也（福祉部長）、村藤守（福祉部次長）、細井紀世彦（社会福祉課長）、柴田晃輔（社会福祉課社会福祉係）

オブザーバー：大岡久芳（社会福祉協議会事務局長）、杉本修（社会福祉協議会総務課長）
小林博史（社会福祉協議会地域福祉課長）、弓場愛美（社会福祉協議会地域福祉課課長補佐）

コンサルタント：加藤栄司（（一社）地域問題研究所研究理事）、押谷茂敏（同左調査役）

【欠 席 者】

委 員：鳥居正芳委員、熊澤里佳委員

1. あいさつ

神谷会長

- ・非常に暑いところ、また気候不順の中、お集まりくださいます、ありがとうございます。
- ・安城市地域福祉計画について協議するのが本協議会の役割ですが、地域福祉計画というのは社会福祉法に基づく計画です。
- ・障害者福祉計画は障害基本法、安城市障害福祉計画は障害者総合支援法、安城市障害児福祉計画は児童福祉法、あんジョイプランは老人福祉法と介護保険法というように、それぞれ計画を立てなさいと法律に書いてありますので、いろいろな計画があります。
- ・地域福祉計画はこれらの福祉関連計画の横断的な計画で、地域福祉の総論的な部分を決めるものです。もちろん中身もあります。最上位の計画は安城市総合計画となります。
- ・私は国会議員に会うたびに、計画の多さについてなんとかならないかとお願いしていますが、役所の縦割りの壁もあるようです。
- ・「重層的支援体制」とは何か、法律上の言葉ですが、今日は特にこれを解説してもらおうことになっています。
- ・十分にご審議をよろしく申し上げます。

2. 新委員の紹介

※事務局より、安城市町内会長連絡協議会副会長の渡辺和彦（わたなべかずひこ）委員、安城市地区社会福祉協議会会長連絡会の会長、稲垣光一（いながきこういち）委員が新たに協議会委員に加わったことを紹介。

※本協議会副会長の犬見博昭（おおみひろあき）委員及び杉浦幹男（すぎうらみきお）委員が退任されたことを紹介。

事務局

- ・本協議会の副会長は、協議会規則の第3条第2項より、会長が指名することとなっているため、神谷会長からあらためて副会長の指名をお願いします。

神谷会長

- ・規則で決まっておりますので、副会長には渡辺和彦様を指名したいと思います。渡辺委員は町内会長連絡協議会の副会長、篠目町内会の会長で、地域のことをよくご存じです。どうぞ、よろしくをお願いします。

事務局

- ・それでは、副会長を渡辺和彦委員にお願いいたします。
- ※拍手

3. 議題

第5次安城市地域福祉計画（第6次地域福祉活動計画含む）骨子案について

※事務局から、資料別紙1・別紙2に基づき、「第5次安城市地域福祉計画（第6次地域福祉活動計画含む）骨子案」について、説明。

【質疑応答】

神谷会長

- ・この点について、ご意見・ご質問でも結構ですので、どうぞお願いいたします。

松岡委員

- ・1ページ目、2-2の中ほどの地区ごとに配置されているコミュニティワーカーは生活支援コーディネーターと同じことですか。
- ・2ページ真ん中2-4(1)の3つ目の表現「また、認知症高齢者、知的障害、精神障害などの障害のある人など、判断能力が不十分な人が増加傾向にあるなか」という表現が差別的に感じられる。表現を変えることはできますか。
- ・例えば、「判断決定に支援が必要な人」とか、「支援が必要とされる人」とか、能力が不十分などというふうに言ってしまうと大丈夫なのか、表現がひっかかりました。

事務局

- ・2-2 地域をサポートするコミュニティワーカーと生活支援コーディネーターは、基本的には大きく変わらない、呼び方が異なります。
- ・生活支援コーディネーターは主に高齢者を対象としており、今後は全世代を中心としたコミュニティワーカーという形で広げる必要があると考えられている。
- ・現時点ではコミュニティワーカーと生活支援コーディネーターの間に大きな違いはありません。

ん。

- ・差別的な表現ではないかという部分は、表現に気を付けて注意して記載していきたいと思います。

山北委員

- ・私自身も重層的支援体制整備事業（以下、重層）ということがあまりピンと来なかったのですが、他市での事例を紹介します。
- ・他市で高校1年生の生徒から相談を受けました。彼は高校入学後、一度も登校できていない状況です。
- ・家族には70歳代の祖父母と統合失調症の母がおり、高校1年生の彼は家事などを担当していて、ヤングケアラーと呼ばれる状況にあります。
- ・70歳代の祖父は働いている。
- ・彼は中学時代から不登校気味で、心配して学校教育課に相談に行かれました。しかし、通学意欲がないのであれば、支援できないと断られました。
- ・彼は市の若者サポートセンターにも相談しましたが、結局、学校教育課につながる結果となり困っていました。
- ・私は障害福祉の相談をしていたので、その市には重層というのがあり、市では福祉総合相談窓口を設けており、専門員が関係部署を結集させて話し合う体制が整っているということを知りました。
- ・そのルートを使って、障害福祉課、高齢福祉課、生活困窮課などの関係部署や福祉事業者、地域のボランティア、民生委員の方などを呼んで、会議をする体制があるのでそこで話をしてほしいといわれました。
- ・このような会議を通じたことで、会議前は母親の支援は障害福祉課、祖母の認知症のことは高齢福祉課が把握しているという状況で、縦割りでは他の部署が把握していない状況でしたが、世帯全体の支援について話し合うことができました。高校も巻き込んでヤングケアラーの支援も含めた世帯支援が開始されました。
- ・私はこのような取組が安城市でも実現できれば良いと思いました。

神谷会長

- ・大変、参考になりました。

事務局

- ・説明が非常にわかりやすく、制度についてはそのとおりです。
- ・現在、私たち社会福祉課でも相談を受けている中で、いろいろな問題を抱えた人々がどこに相談すればいいのか悩んでいます。
- ・こうした複合的な地域生活課題を抱えている家族の問題をとりまとめる部署を多機関協働事業者と呼び、既存の相談機関で構成される会議を開き、どこが何をやるかを決めるのが多機関協働事業となります。
- ・山北委員がおっしゃったことについて、安城市でもこの計画期間内に体制整備を行い、制度を開始できるよう準備を進めています。
- ・救えない人が無いような体制をとっていきたい。多機関協働事業でどんな支援事業をしようかという話ができます。そして、アウトリーチを通じた継続的支援事業や参加支援事業

などにつなげて、複合的・複雑化した地域生活課題を抱えている世帯を丸ごと支援していければと考えております。

- ・そのためには、その要となる部署が必要です。その部署がさまざまな機関の連携・協働をまとめる役割を果たしていくことが重要です。
- ・第5次地域福祉計画においては、この取組と体制づくりを最重要視しておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

山北委員

- ・3ページ左上の図について、既存の相談機関が連携をしながら支援を行う話がありました。
- ・相談支援を行っている私自身も、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」に関与しています。必要な方には対応しています。
- ・しかし、障害福祉サービスの手帳を持つ方で、特に手帳1級や2級を持つ方で福祉サービスに全くつながっていない方が多く存在します。その方は声を上げることもできず、どのような生活を送っているのかもわかりません。しかしながら、そこにアウトリーチに対応する業務的余裕がありません。
- ・引きこもりの相談を多く受ける中で、当事者の方が相談窓口に出てくるのが難しいです。そのような方へのアウトリーチが必要ですが、マンパワーが足りない問題があります。
- ・アウトリーチを通じた継続的支援事業を担う人材について、現行の体制では、これ以上の負担が難しいと感じています。どのように改善していくかについて、意見をいただけるとありがたいです。

神谷会長

- ・アウトリーチというのは出かけていくという意味だが、担い手はいるのかということ。

事務局

- ・重層では、一つの部署・分野では解決できないような、複合的な課題や狭間の問題といった、特殊なケースを対応します。
- ・例えば、引きこもりやごみ屋敷の対応、認知症高齢者の家庭で引きこもりの子どもがいる場合などが該当します。
- ・そのような対象者を特定し、例えば、引きこもりの方にはアウトリーチを行うなどという流れになり、継続的な支援を行います。
- ・障害者単独事例の場合は、障害福祉課など、すでに問題解決可能と思われる部署等がありますので、そこでのアウトリーチは、重層ではなく、まずは既存体制の中で、アウトリーチを実施していくことが可能なかを考えていくこととなります。
- ・このアウトリーチの継続的な支援に関しては、市の職員が担当する可能性もありますが、他の機関に委託するケースも検討していきます。
- ・その委託先には十分な人員が必要であり、人員確保のために重層の交付金等を使用して人員を増やす考えもあります。市としてもこの点について検討しています。

神谷会長

- ・担い手がいるのかいないのか、よくわからないが、これから用意していくという理解でよろしいか。

事務局

- ・担い手不足がある場合は、その人員を募集する必要があります。
- ・アウトリーチの実施方法や必要な人数については、他市で先進的な取組が行われています。
- ・今後、具体的な人数を把握しながら、アウトリーチに関する詳細を詰めて検討していきたい。

加藤早苗委員

- ・アウトリーチ事業では、「同意のない対象者に対し支援会議を行って」とありますが、家族からの依頼で訪問しているにも関わらず、本人が出てこないため支援ができないと断られています。本人から同意が得られないというケースです。
- ・事務局からは同意が得られない人にはサポートできないと言われてはいますが、今でも私は訪問を続けています。
- ・同意が得られないのは当たり前であり、「同意が得られるように会議を行う」と書いてあるが、なんとかして動くようにするのがアウトリーチ事業ではないか。
- ・支援計画が変わるのか、それともやはり同意が得られるまで待つ必要があるのか、その点については明確な回答が得られていません。

事務局

- ・まず前提として、同意が得られないから何もしないということは一切なく、同意が得られない方に対しては、アウトリーチをしていくこととなります。
- ・その過程で、同意が得られない人を対象に開かれる会議である、支援会議、又は同意が得られると開催される、重層的支援会議を随時実施することとなります。
- ・支援会議の内容は守秘義務を持って行われます。本人の同意がないと計画の実行はできませんが、プランの作成や話し合いは行われていきます。

小久保委員

- ・重層の包括的相談支援事業では、「断らない相談」ということで、専門分野外の相談でも聞き取るということがありますが、現時点で窓口となる機関は決まっていますか。
- ・地域包括支援センターを管理している私も、高齢者の総合窓口としての業務が多く、それ以外の知識が必要となると、他の専門分野の知識は持っていないため、振り分ける知識がありません。増加する業務量と人員体制についてイメージが湧きません。
- ・多機関協働事業は素晴らしいと思っていますが、私自身は介護予防事業に関わっており、異なる機関が同じ方向を向いて介護予防をしているが、取組が重複していることが多いです。課題認識は共通していますが、やり方が若干異なるため、一緒に進めることが難しいです。
- ・理想は描けているが、多機関を巻き込んでどのように実現していくのか、教えていただきたいです。

事務局

- ・包括的相談支援事業は、まず前提として、特定の総合相談窓口で全て相談を受けるというものではありません。現状では、地域の身近な相談先が窓口となっていくことを想定していますが、具体的には、市や社協の窓口、包括の窓口等を検討しております。
- ・重層のイメージとしては、基本的に専門分野外の相談者に対しても断らずに適切な部署へつなぐ考え方です。
- ・その段階で想定されるのが、専門分野外なので、相談者が特定の部署に連絡した場合に、「うちじゃない」というケースも想定されます。どこにつないでいいのかわからないケースに対

応するために、多機関協働事業における旗振りのリーダー的な部署を、社会福祉課内に構築する予定で考えています。

- ・相談者がどこに相談すれば良いのか分からない場合には、最終手段として旗振りのリーダー的な部署につなぐことが包括的相談支援事業の考え方です。
- ・多機関協働の会議が重複しているという問題ですが、現在、内部で様々な会議があり、どのケースをこの多機関に挙げるかはまだ具体的に決まっています。
- ・既存の会議の中で解決可能な案件については、従来 of 解決方法で進め、基本的には多機関に関与させない考え方です。多機関協働においては、解決が難しい複合的・複雑化した問題や狭間の問題を抱えている案件を取り扱う方針ではありますが、詳細は現在、庁内会議で検討・協議中です。

神谷会長

- ・そうすると、重層的支援会議のメンバーはどういう人になるかは、まだこれから検討ですか。

事務局

- ・3ページの図で挙げている部署は、メインは市の社会福祉課ですが、主に関わりがあるであろう部署を挙げています。
- ・市役所の部署や課に働きかけて、多機関協働の推進員となってもらうような形で協力を求める予定です。
- ・市を通じて関係機関に連絡し、関係者会議を実施することを計画しています。
- ・上記に挙げた機関だけでなく、必要に応じて様々な関係する機関をお呼びして、解決困難な問題に取り組む考え方で進めます。

神谷会長

- ・重層的支援会議というのがどうも中心になりそうです。どういふメンバーがやるのかはこれからやるということですね。

事務局

- ・ケースによって、参加する方々が毎回変わるようなイメージです。
- ・先ほどコミュニティワーカーのご質問があったのですが、少し補足があります。

社会福祉協議会地域福祉課（弓場補佐）

- ・先ほど、松岡委員からの質問の回答の補足と修正をさせていただきます。
- ・コミュニティワーカーというのは、平成9年に配置したもので、地区社協と町内福祉委員会の設置に向けた活動を地域に出てコーディネートする市社協の職員、各地区社協の職員のことをいいます。地域での地域福祉活動をお手伝いさせていただき役割です。中学校区ごとに2名ずつ配置されています。
- ・生活支援コーディネーターは、平成27年に介護保険制度の中で生活支援体制整備事業の一環として位置づけられて活動しています。重層のイメージ図の中では、⑤地域づくり事業の一環「生活支援体制整備事業」の中で位置づけられています。
- ・具体的には、地域のニーズに基づいて社会資源を発掘・創出する役割を担っています。地区内の関係機関を顔の見える連携を図り、医療関係者、民生委員さんなどのネットワークづくりなども行っています。
- ・今現在、各職員はコミュニティワーカーと生活支援コーディネーターという、二つの肩書を

持って活動しています。

- ・今後、重層のイメージ図で、「コミュニティソーシャルワーカー（以下、CSW）」という言葉が出ていますが、CSWというのは個別のニーズから地域づくりへの取組を進める立場として位置づけられます。
- ・現時点ではCSWの設置はまだ社協では行われていませんので、今後の検討課題となっています。

神谷会長

- ・地区社協の職員は、社協から中学校区単位で設置されている地区社協ごとに社協の職員が2名ずつ配置されています。その人たちが今の仕事を担っていますね。
- ・他にご意見よろしいですか。
- ・それでは、だいたいご意見もいただきましたので、長岩先生に包括的なご助言をお願いします。

長岩嘉文先生

- ・今日は骨子案ということで、別紙1では1章から3章までの骨子が出ています。
- ・事前の打ち合わせの中で確認しましたが、目指すところは、安城市版の地域共生社会の構築です。この点で、今日の資料ではきちんと整理された形であると感じます。
- ・2章では、現状と課題が取り上げられており、アンケート結果を踏まえて、市民アンケート調査、事業者アンケート調査から導き出された課題ということでしたらしっかり整理されていると思いました。
- ・主な議論は重層ですが、これがなかなか大変で、他の市町村が先行しているところでも自信をもって進めているところはほとんどないと考えられます。このような取組はチャレンジングです。
- ・重層の対象となるケースの取組はこれまでもずっと存在しており、山北委員がお伝えいただいたような大変なケースもあります。
- ・本人たちは各地域で孤立し苦しい思いをしています。しかし、彼らは「厄介な人」や「変な家」として扱われて、孤立・孤独な状態にあります。
- ・近隣の人々にとっては迷惑かもしれませんが、一番しんどいのは本人たちの筈です。ですから、孤立や孤独を放置せずにきちっと取り組むために、国もこの問題に対して取り組むことを要請しています。
- ・3章の最後に示されているように、今まで行政や民間などの専門機関が縦割りで個人支援を行ってきたが、家族や世帯として適切に関わるケースは少なかったです。そのため、「個人支援の視点を家族支援と捉えて」、「縦割りでなく、他の機関と連携しないと解決しない」というように変わってきています。
- ・もちろん、10年前や20年前と比べれば、いろいろなサービスが増えていますが、福祉の制度でも、基本的に申請主義のため、本人が困っていることを主張しない限り、「手帳が欲しいから申請の仕方を教えて」と本人が申し出しない限り、手続きは進みません。
- ・申請主義では救われない人々が多く存在しています。困っていると言えない、言わない人たちが安城市内でも多くいます。ここでアウトリーチという言葉が登場します。アウトリーチ

はありがたい側面もありますが、本人から助けが必要と言っていないのに関わることで、抵抗する人からすると余計なお世話とを感じる場合もあるので、非常に難しいです。

- ・アウトリーチを継続的に行うと、支援側も疲弊することがあります。しかし、アウトリーチに取り組むことで困っている人々に寄り添い、関わるのが重要です。今回はこれをやっていこうということで頑張りどころです。難しいし専門性が高いです。
- ・多機関協働が話題になりましたが、事務局から説明があったように、「どこが多機関なのかを決めずに、そのケースに応じて関係機関が集まる」という必要があります。
- ・支援体制では情報共有が重要であり、本人の同意はなくても、個人情報を守りつつも、ケースに関する情報を共有し、協力して取り組む必要があります。
- ・重層的支援会議とは、いよいよ関わる段階での支援方針や計画を決定するための会議であり、通常の支援会議とは異なる段階で行われます。
- ・問題は多機関協働の部分であり、一見協働すると力が出るようだが、連携しても力を発揮できない場合もあります。
- ・参加支援や地域づくりの部分では、地域の個々の事業所の力量がないと集まっても大したことができません。集まって話をすることも大事だが、個々の事業所がきちんと力をつける必要があります。行政はそれをバックアップする必要があります。
- ・参加支援事業や地域福祉事業に、まさに町内福祉委員会とか地域住民の方がかかわってくれることが期待されています。重層は役所と専門の多機関だけが頑張るのではなく、地域の方々にもお力添えをいただきたいということなので、ここに地域福祉計画との接点があるわけです。
- ・拒否や長年の引きこもりしている人たちは、数か月や1年、2年の関わりではなかなか変化が見られないことが多いです。重層を頑張ろうと思うと、課題解決型の支援と伴走型の支援の両輪で取り組むことが重要です。
- ・課題解決型の支援はサービスの利用や居場所づくりなどを含みますが、そこにすぐにつながらない人々も存在します。
- ・嫌われて帰れと言われてアウトリーチして、1年半かけてやっと開けてくれた、顔を出してくれたなど。そこには多くのエネルギーが必要になります。
- ・サービスにもつながらないし、手帳も取得してもらえないが、話ができるようになったとか、戸を開けてもらえるようになった、そこを伴走型支援と言っているのです。
- ・行政も体制を整えて、多機関協働で一緒に関わっているところは比較的うまくいっているが、どこかに丸投げするようなどころでは、あまり回っていないようです。
- ・安城市としての仕組みをよくお考えいただきたいと思います。

神谷会長

- ・ありがとうございました。伴走型支援も考えてやらなければいけないのはよくわかっているが、断られればめげるものですからなかなか……、大変、参考になりました。
- ・今後のスケジュールですが、次回は9月26日です。これに向けて、ここまで計画の中身を役所のほうで具体化していただけるということで良いですか。

事務局

- ・そちらは後ほど、次第の「4. その他」において別紙3に基づきご説明します。

神谷会長

- ・それでは、この骨子案をこれでいいかというところの委員の皆様方からの了解を求めます。
- ・本日いただいたご意見を反映させることで、計画の骨子案に同意していただけますか。ご賛成の方は挙手をお願いします。

※全員挙手

神谷会長

- ・ありがとうございました。賛成多数で、骨子案を協議会として了解したものとします。
- ・議題は以上で終了です。以降の進行をお願いいたします。

4. その他

(1) 今後のスケジュールについて

事務局

- ・長時間にわたり、慎重にご審議いただきまして、ありがとうございました。
- ・それでは、「4. その他」に移らせていただきます。「(1) 今後のスケジュールについて」事務局から説明申し上げます

※事務局から別紙3の資料に基づき、策定スケジュールについて説明

(2) 次回以降の開催予定

事務局

- ・「(2) 次回以降の開催予定について」は、今説明がありましたが、第4回協議会は、9月26日(火)午後2時から、第10会議室で開催します。
- ・協議会では第4章の計画部分を取り上げます。各施策について皆さんに提示する予定です。
- ・参加者の皆様には多忙な中とは思いますが、ご予約いただきますようお願いします。
- ・事務局からの説明は以上です。その他、委員の皆様より何かございましたら、挙手をお願いしたいと思います。

松岡委員

- ・どうでも良い意見ですが、市民事業者アンケート調査の概要版を見た際、最初は非常に見にくいと感じました。
- ・原因を考えると、2ページと3ページにおいて、項目が2つずつ掲載されていることがわかりました。これは同じ質問ではないかと思いました。
- ・1-2の項目が2回現れ、視点の異なる分析の表が2つ並んでいます。
- ・同じ質問8が2つ現れ、同じ内容に関するグラフが掲載されています。

- ・ 3 ページでも同様に 2 つずつ項目が掲載されており、途中からは 1 つのところもあります。
- ・ 概要版は緑色のもので、2 ページ、3 ページにおいても 2 つずつ項目が掲載されています。

事務局

- ・ PowerPoint がそのまま出ている、大変、申し訳ありませんでした。
- ・ その他、いかがでしょうか。

加藤早苗委員

- ・ 町内会との関係は、重層的支援体制整備において一部関係がありますか。
- ・ 近年、町内会を抜ける人が増えている傾向があります。例えば、ごみ収集だけは参加しているが、他の活動や回覧が回らないといった状況です。

事務局

- ・ いろいろ問題になっているかと思いますが、地域福祉計画の中では町内会の加入率までは踏み込んでいません。

加藤早苗委員

- ・ 高齢の方が重層的支援体制から抜けている状況があります。

事務局

- ・ 高齢者の孤立化やそういった問題があると思いますが、町内会の加入率の増加とかそういったことは地域福祉計画の中では取り上げない予定です。

加藤早苗委員

- ・ できないですけど。抜けている方に（福祉関連の）情報が伝わりにくくなってしまうのではないかと。

社会福祉協議会地域福祉課（小林課長）

- ・ 町内会の加入率については、安城市も含めて全国的な問題と認識しています。
- ・ 現在、地域福祉計画の策定と並行して、各地域では町内の福祉活動計画を策定しています。
- ・ 町内会の福祉委員会を中心に、次の 5 年間でどのように福祉活動を展開し、魅力的な町内にするかについて熱心に議論されています。
- ・ これらの活動や計画の概要版などを全戸配布するなど、町内会の意義やメリット、そして町内の活動の楽しさを伝えることで、加入率の向上につなげることができます。
- ・ また、これによって町内会活動に対する関心を高めることにも寄与すると期待されます。

加藤早苗委員

- ・ 足が動かない人に町内会に入れと言われても、加入とは別にして、福祉サービスを受けなければならない状態の方に町内会への参加を求められても、そのような協力はできないから、町内会を脱退しているので無理だと思います。
- ・ 楽しいからと言われても、楽しくても体が動かない人にとっては町内会に入ることができません。そういった人々をどのように支援していくのか、それは地域福祉ではなく、町内の福祉での範囲内に含まれるのか、別々ということですか。

事務局

- ・ 地域の中で、いろいろな活動を行っているが、町内会への加入に関することについては、こちらでは……

加藤早苗委員

- ・加入ではなく、そういった方々を見捨てずに見守ってほしいということです。
- ・問題は町内会に入るかどうかではなく、それらの方々をどのように救済していくかです。
- ・高齢化により動けなくなる方々でも、支援を行っていく必要があります。

事務局

- ・町内会によっては、加入していなくても見守りなどの支援活動は行われている場合があります。
- ・町内会を辞めたとたんに避難行動要支援者の名簿から外されることはありません。町内会を辞めたとしても、生活的な支援は続けられることになろうかと思えます。
- ・ただ、当然、町内会によっては連絡事項の欠如などの問題もありますが、町内会は基本的に自治ですから、行政が強制的に町内会に加入させたり連絡を回したりすることを強要するのは難しいです。
- ・制度的には「避難行動要支援者」は町内会を辞めても名簿から外されることはなく、町内福祉委員会も町内会に入っていない方に対しても気になる方には見守りなどの支援を行っていきます。
- ・ただし、どこまで徹底して支援できるかは難しい問題ですが、支援をしていく方向性はあると思えます。

加藤早苗委員

- ・町内福祉委員が集まり、ヒアリングを含めた話し合いを行いながら町内福祉活動計画を立てるということですが、前回の地域福祉計画では、実際の課題や困っている事柄が町内会の皆さんから出されてきました。
- ・しかし、それらの課題は後ろの付録のような形で冊子に追加されるだけでした。
- ・今後は計画に反映させるために、町内福祉委員会の把握している状況や現場の声を計画に活かす必要があります。例えば、外国の方の子供の不登校やDVなど、現場の実際の課題があるかも知れません。

事務局

- ・地域福祉計画は地域福祉活動計画を一体的にした計画です。今、おっしゃられた町内福祉活動計画部分は、現行の第4次計画においても、今回の第5次計画においても付録のような扱いではありません。「地域福祉活動計画」の部分に該当し、「第5章 地区ごとの地域福祉活動の推進」においてその概要を漏れなく取り上げていくこととなりますので、そのようにご理解いただきたいと思います。
- ・次回は、第4章の部分ですが、この第5章については、第5回協議会において案を示させていただくこととなります。
- ・それではこれをもちまして、令和5年度第3回地域福祉計画策定協議会を終了いたします。
- ・長時間にわたり、大変、ありがとうございました。

以 上